

検討対象事務評価シート

資料4

1

法令に基づく事務

2 上水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 上水道の設置・管理に関する事務	<水源～給水所> ○水道水源林の管理 ○水源施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○送水施設の設置・管理 ○水質管理（水源・浄水場）	都	○	○	○	○	○	○	○	○都の水道事業は、特別区のみならず多摩25市町の区域において事業を行っており、施設整備・維持管理も一体的に行っている。配水体制は、水系間の相互運用やバックアップにより、多摩地域を含めた都全体で水運用を行っており、給水区域ごとに分割して運用管理することは不可能である。 ○営業系など区域ごとに行っている定型業務については、既にほとんどが民間委託されている。財源のほとんどは水道料金の独立採算で、規模のメリットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、仮に事業を分割して移管すれば、財政的にみても事業の効率性は低下し、都民の料金負担につながるばかりでなく、お客様サービスの低下にもつながることは明らかである。	都
(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	*水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定 <給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・管理 ○給水装置の検査 ○水質管理（給水栓） ○水道の使用にかかる受付（開始・中止）	区	△	△					△	○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。 ○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。	都区
(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務	○使用水量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収 *水道法で規定する水道事業（上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く）に関する事務を想定	区								○本来基礎自治体の事務であり、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 2 中区分 1 小区分

事業名		上水道の設置・管理に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○東京都水道事業は、特別区のみならず25市町の区域において水道事業を実施しており、施設整備・維持管理も区部・多摩を含め一体的に行い、配水系統は各特別区や各市町の行政区域にかかわらず一体的な水運用を行っている。</p> <p>○浄水場以降の配水体制は、給水区域を明確に分けているわけではなく、水系間の相互運用やバックアップにより多摩地域を含めた都全体（未統合の市町を除く）で水運用を行っており、給水区域ごとに分割することは不可能である。</p> <p>○営業系など区域ごとに行っている事務については、既にほとんど民間委託されており、受付など窓口業務は、センターで集中処理している。将来的にも効率的な事業運営のため、コア業務のみを直営とし、準コア業務は監理団体、定型業務は民間委託により、公共性と効率性を両立させながら事業を「一体的に」運営する体制を構築中である。</p> <p>○水道事業は地方公営企業であり、常に企業の経済性を発揮することが求められている。東京都水道事業は規模のメリットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、財源のほとんどは水道料金による独立採算である。仮に事業を分割して移管すれば、事業の効率性は低下し、都民の料金負担が増えることにつながる。</p> <p>○都における多摩地区水道の一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっており、全国的にみても「水道事業を細分化したほうが効率的であり、地元で密着したきめ細かなサービスを提供できる」という事例はなく、広域化の方向にある。</p> <p>○実際の多摩地区水道一元化では、当初は営業系事務や施設の維持管理等は各市町が執行することとしたため、広域水道のメリットを生かしたお客さまサービスや給水安定性の向上が発揮できない状況となり、その状況を受けて、現在事務委託を順次解消しているところである。市町で分割して執行していたときと都が一括して執行するのでは、経費面の効果は年間約40億円と試算している。</p> <p>○「移管すべき事務を選定するための基準」で定める7項目の評価は左記のとおりである。</p> <p>○以上のことから、都が引き続き水道事業を行うことが都民区民の利益に適うものと考ええる。</p>
担当局		水道局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	水源の確保や広域的施設整備、バックアップ機能の強化など、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして区域にかかわらず整備されており、今後も安定給水を確保していくためには、都が広域的に処理することが最も効率的であり有効である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
○	施設整備や水運用、料金の徴収等の業務を一体的に実施することで、効率的な事業運営を実現しており、特別区へ移管した場合には、事業の効率性が低下し、都民の料金負担が増えることになる。			
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	水道事業の運営には、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とトータル的な活用が必要とされるため、これらのノウハウを有しない特別区が各区ごとに人材を確保・育成し処理することは困難である。		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
○	行政区域にこだわらず、地域の高低差利用などを考慮して、合理的・効率的な配水・給水となるよう一体的な施設整備が配備されている。今後とも安定給水を確保していくためには、都が一体的に処理することが必要である。			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	東京の水道はこれまで、一体の施設として整備がなされてきており、大都市東京の基幹インフラである水道の機能を十分に発揮するためには、一体的な水運用や施設整備が必要である。また、大都市東京においては、発災時における給水の確保や都市インフラの迅速な復旧が重要であるが、効果的に実施するためには都が一体的に処理する必要がある。		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
○	水道法第6条第2項の規定により、水道事業の経営は原則として市町村が行い、市町村の同意を得た場合に限り市町村以外の者も水道事業を営むことができることとされている。また、同法第49条の規定により、特別区の存する地域では、都を市町村と同様に取り扱うこととされている。よって、特別区においては都が水道事業を行うこととなっている。			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
○	水道事業の運営基盤強化を図るため、平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」において、「都道府県が広域化計画を策定し、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進」することとなっており、都における多摩地区水道の都営一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっている。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域毎に複数区による共同処理を行うことで、対応可能と考えられることから、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●浄水場以降については、給水区域毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。</p> <p>●現行の給水区域単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>○特別区の区域においては、「市町村」を「都」と読み替えることとされているが、水道事業は「市町村以外のもの」も担えることとされていることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●浄水場以降については、地域に密着して配置されている施設であり、配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。</p> <p>○共同処理の方式、水道料金のあり方、給水区域間の連携、事故発生時の広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		水道局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	水源の管理及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超えた広域的対応が必要であり、国とともに都が処理する方向で検討する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	水源の管理、取水・導水施設の設置管理については、分割するのが極めて非効率となることが見込まれる。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
価	チェック	理由		
	△	市部受託浄水場及び市部と共有する浄水場については、区への移管対象にはなじまない。		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

事業名	配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務については、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●施設整備や水運用については一定の広域性が必要だが、給水区域毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。</p> <p>●現行の給水区域単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>●地域に密着して配置されている施設であり、都が一体的に処理する必然性はなく、特別区が処理することで支障が生じるおそれはない。</p> <p>○特別区の区域においては、「市町村」を「都」と読み替えることとされているが、水道事業は「市町村以外のもの」も担えることとされていることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●水道管の多くは区道に埋設されていることから、道路管理と一体的に対応することが可能となり、緊急事態への迅速な対応も含め、公共工事関係の事業や経費の効率化が図れるほか、住民生活への影響を低減することができる。</p> <p>●災害時の地域ごとの給水対応や検針時の各世帯の見回りなど、安全・安心の観点からも、地域特性を熟知している区が担う方がよりきめ細やかな対応ができる。</p> <p>●税と利用料を合わせた徴収の一元化など、事業効率を高める運用も可能である。</p> <p>○共同処理の方式、水道料金のあり方、事故発生時の広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
担当局	水道局				
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
チェック	理由				
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。					
チェック	理由				
総合評価					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 33%;">保</td> </tr> </table>			都	①	保
都	①	保			

検討対象事務の内容

1

大区分 2 中区分 1 小区分

事業名	上水道の設置・管理に関する事務
担当	水道局
事 務 の 内 容	(事務の概要) 上水道の設置・管理に関する事務を行う。
	(主な事務内容) ○水道水源林の管理 ○水源施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・維持管理 ○給水装置の検査 ○水質管理(給水栓) ○水道の使用に係る受付(開始・中止)など ○使用水量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
(その他)	

(都における事務処理の状況)
浄水場の設置・管理

水系	浄水場	施設能力 (m ³ /日)
利根川・荒川水系	金町	1,500,000
	三郷	1,100,000
	朝霞	1,700,000
	三園	300,000
多摩川水系	東村山	880,000
	小作	280,000
	境	315,000
	砧	114,500
	砧下	70,000
相模川水系	長沢	200,000
地下水	杉並	15,000
計		6,859,500

区部における主な給水所 (平成18年3月末現在)

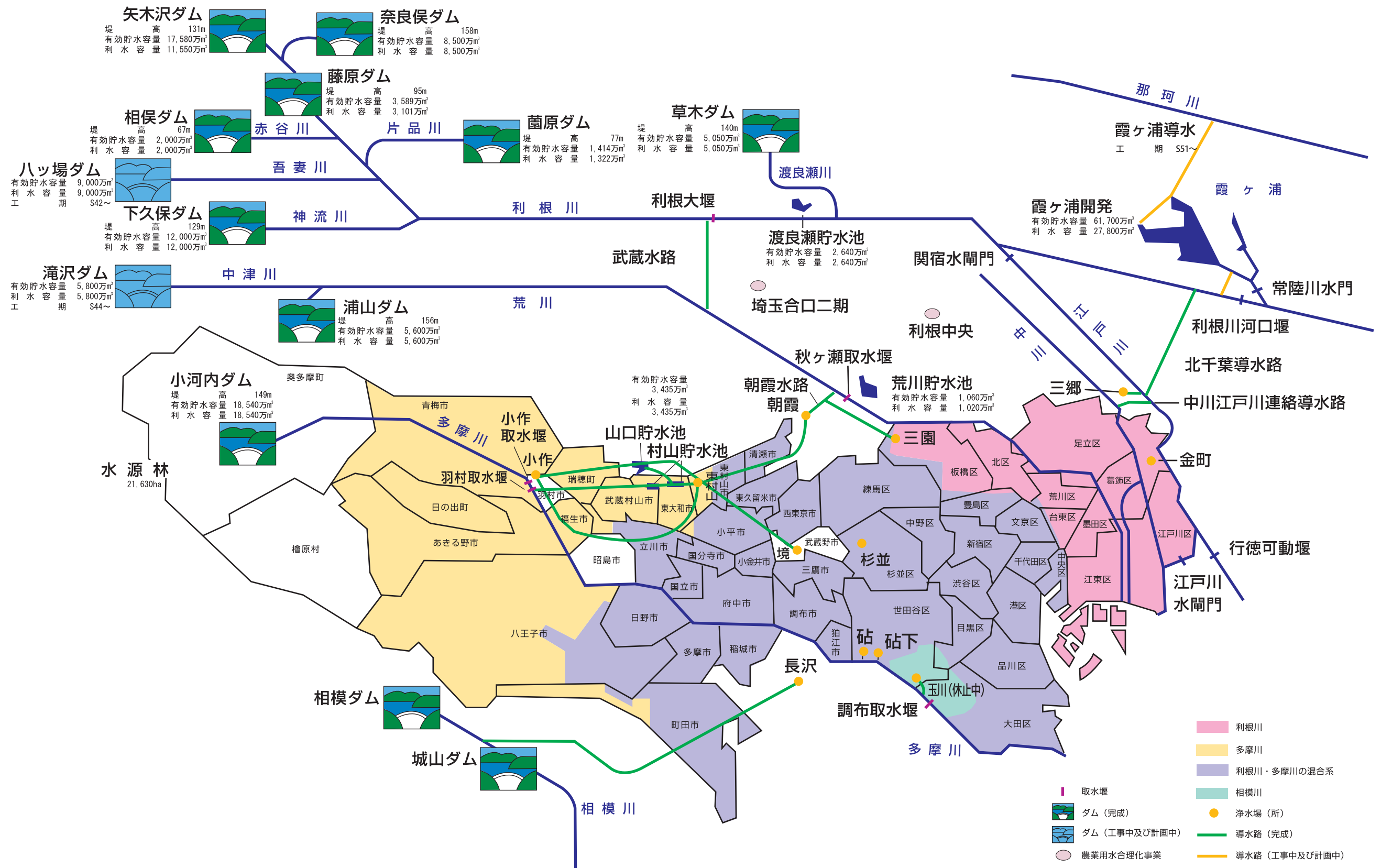
名称	配水地容量(m ³)	名称	配水地容量(m ³)
練馬給水所	200,000	亀戸給水所	60,000
上井草給水所	180,000	玉川給水所	60,000
和田堀・和泉給水所	110,900	八雲給水所	50,000
水元給水所	100,000	大蔵給水所	40,000
南千住給水所	100,000	豊住給水所	40,000
第一・第二板橋給水所	80,000	小右衛門給水所	40,000
芝給水所	80,000	葛西給水所	40,000
第一・第二淀橋給水所	72,000	上池台給水所	33,000
江東給水所	66,000	西瑞江給水所	20,000
本郷給水所	60,000	有明給水所	20,000

(注)小右衛門給水所は、施設の整備に伴い平成13年6月から休止中である。

配水施設の設置・維持管理 (平成18年3月末現在)

区部	配水管(km)		計	制水弁	空気弁	排水弁	消火栓
	配水本管	配水小管	(km)	(個)	(個)	(個)	(個)
区部	1,662	14,176	15,838	224,006	9,194	7,464	87,929

水道水源と水系別給水区域概要図



東京の水道水源と浄水場別給水区域 ~暮らしと都市を結ぶ水道~



検討対象事務評価シート

①

法令に基づく事務

3 公共下水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 公共下水道の設置・管理に関する事務	<家庭など～幹線管きょ> ○下水道（枝線管きょなど）の設置・管理 ・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む ○排水設備に関する事務 ○再生水事業 ○水質規制事務 ○汚水排出量の認定 ○下水道料金の徴収	都	○	○	○	○	○	○	○	○区部の下水道は、全体を一体として広域的な見地から建設が進められ、幹線やポンプ所、水再生センターなどの基幹施設が集約的に整備・配置されているのみならず、枝線管きょについても各区の区域をまたがって整備されてきた。これらの様々な施設が一体不可分のシステムとして効率的に計画・建設・維持管理されており、処理区ごとに分割すれば効率性が低下するのは明らかである。効率性、広域性、安全性、専門性等いずれの面からも、都が一体的に行なうことが都民区民の利益に適うものである。	都
(1) 住民の用に供する下水道（枝線管きょなど）の設置・管理に関する事務	* 下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定 <幹線管きょ～水再生センター> ○幹線管きょなどの設置・管理 ○ポンプ所の設置・管理 ○水再生センターの設置・管理 ○再生水供給施設の設置・管理 ○地球温暖化対策	区								○法令上、特別区の手務とされており、都が実施するのは協議が整うまでの間とされている。 ○地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。	区
(2) 幹線管きょなど・終末処理場の設置・管理に関する事務	* 下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定	区								○一般的には都道府県事務であり、一定の広域処理が必要であるが、現行の処理区単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。枝線管きょの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 3 中区分 1 小区分

事業名		公共下水道の設置・管理に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○区部の公共下水道は、現在の特別区の行政区域ができる以前から、特別区の区域を一体として建設が進められたものであり、大規模な幹線や処理場などの施設が、地形や市街化の状況などを勘案しながら、集約的に整備・配置されている。</p> <p>○下水を自然流下させるため、川や分水嶺等の地勢に応じて10の処理区が設けられており、処理区は各特別区の行政区域を跨いでいる。（例えば豊島区は5処理区、足立区は4処理区に属している。）そのため、処理区ごとに分割した場合、同一区内で料金格差が生ずる可能性が極めて高くなる。</p> <p>○合流式下水道の改善や温室効果ガスの削減、施設の老朽化への対応等の施策を進めるには、管きよからポンプ所、水再生センター、汚泥処理まで全体のシステムとして対応することが効果的である。（他の政令市も一体のシステムとして取り組んでおり、分割してやっているわけではない。）</p> <p>○汚泥処理や再資源化は処理区を越えて集約化しており、分割して処理すれば効率性を著しく損なう。また、水再生センターを再構築する場合には処理区を超えた対応が必要となるとともに、処理区を越えて幹線のネットワーク化が行われているため、処理区ごとに分割することは困難である。</p> <p>○3箇所まで造水した再生水を23区に点在する供給区域に供給しており、一体的に対応する必要がある。</p> <p>○浸水対策事業は、下水道整備・河川改修・防潮堤整備などの対策を総合的に進めなければ効果が上がらない。このため都が主体的に役割分担し都の施策として一体的に処理することで、効果的に大都市東京の安全性の向上を図ることができる。</p> <p>○都が一体的に管理することにより、震災時に、被害の大きい地域への人材・資材の集中投入など必要な緊急対応が可能となる。</p> <p>○下水道施設の建設にあたっては必要資金の多くを借入金（企業債）でまかなっており、借入金（企業債）の残高は、平成18年度末で2兆4千億円を超えている。この借入金を各処理区に振り分けることは事実上不可能である。</p> <p>○処理区ごとに施設の老朽化や維持管理経費が異なるため、処理区ごとに分割した場合、料金の地域格差につながる。</p> <p>○「移管すべき事務を選定するための基準」で定める7項目の評価は左記のとおりである。</p> <p>○以上のことから、都が引き続き公共下水道事業を行うことが都民区民の利益に適うものとする。</p>
担当局		下水道局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○	
	チェック	理由 区部公共下水道は、区部全体で50mm/hに対応する浸水対策、東京湾の水質保全のための合流式下水道の改善・高度処理の推進、汚水処理により発生する温室効果ガスの削減（新技術開発）などの役割を期待されており、広域的な立場から処理する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		○	
	チェック	理由 区部公共下水道は既に一体の施設として整備されており、これを分割するには新たな投資が必要であり、効率性を損なう。また、施設の老朽度合や維持管理コストなどが区ごとに異なるので、分割すれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながる。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		○	
	チェック	理由 下水道事業は土木、機械、電気、水質、建築など多様な職種の総合力により成り立っている。区毎にそれらの職種について専門的な人材の確保・育成することは困難である。また、都は再構築や合流改善などの新技術の開発・導入において、日本の下水道の技術発展をリードしており、分割によりその水準維持が困難になる。		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		○	
チェック	理由 行政区域にこだわらず、地域の高低差などを考慮した施設配置、ポンプ所の広域的遠隔操作、汚泥処理・再資源化の集約処理など広域的に事業展開を行っている。また、施設更新時には汚水系統の変更等の調整が必要となるなど分割して処理することは困難である。			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		○	
	チェック	理由 浸水対策は、下水道整備、河川改修、防潮堤整備など都の他事業との整合を図りながら進めており、一体として行なう必要がある。また、震災対策や発災後の対応を効率的に行なうには、区部全域を一体として取り組む必要がある。さらに東京湾の水質改善など、首都圏全体で公共用水域の水質保全を果たすには、都の一体的管理が必要である。		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		○	
チェック	理由 下水道法第42条により特別区の区域においては都が事業主体となっているが、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとされている。一方、地方自治法附則第15条により、協議において定める日までは従前の例により都が処理することとされている。			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由 下水道施設の建設にあたっては必要資金の多くを借入金（企業債）でまかなっており、借入金（企業債）の残高は、平成18年度末で2兆4千億円を超えている。事業を移管する場合、借入金を各区に振り分けることは事実上不可能。また、3箇所の水再生センターで造水した再生水を、23区に点在する供給地区へ送水しており、一体的運営が不可欠である。		
			総合評価	
			都 区 保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	住民の用に供する下水道（枝線管きよなど）の設置・管理に関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○住民の用に供する下水道（枝線管きよなど）の設置・管理に関する事務については、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施すべきものであり、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法体系上も流域下水道とは区別できる事務であり、都による広域処理を要しない。 ●特別区が実施しても事業効果や効率に支障が生じるとは考えにくい。 ●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。 ●地域に密着して配置されている施設であり、都が一体的に処理する必然性はなく、特別区が処理することで支障は生じるおそれはない。 <p>○下水道法上も市町村事務であり、また特別区の手務とされており、都が実施するのは、都と特別区の協議が整うまでの間とされている。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●枝線管きよの多くは区道に埋設されていることから、道路管理と一体的に対応することが可能となり、緊急事態への迅速な対応も含め、公共工事関係との事業調整により経費の効率化が図れるほか、住民生活への影響を低減することができる。 ●住宅等の建築時の下水関係と建築関係の手続きが区の窓口で一本化できる等、身近な行政を区が総合的に対応できることで住民の利便性が向上し、また、事務の効率化が図れる。 ●施設整備や修繕等に関する地元との調整、治水対策、事故発生時の対応、災害時の対応等について、地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応ができる。 		
担当局	下水道局				
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
チェック	理由				
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。					
チェック	理由				
総合評価					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 33%;">保</td> </tr> </table>			都	①	保
都	①	保			

検討対象事務評価個票

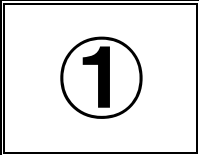
〔区〕

①

大区分 3 中区分 1 小区分 (2)

事業名		幹線管きよなど、終末処理場の設置・管理に関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○複数団体にまたがる流域下水道は原則都道府県事務であり、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の処理区毎に複数区による共同処理を行うことで、対応可能と考えられることから、判断基準に照らして、都が担うとする特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●一定の広域処理は必要であるが、処理区毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。</p> <p>●現行の処理区単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>○下水道法上も、都道府県との協議により市町村が担えることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●枝線管きよなどの事務と密接に連携することで、下水道事業の総合性や地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能となる。</p> <p>●区の既存の事業との連携等による総合的、効率的な対応が可能となる。</p> <p>○共同処理の方式、下水道料金のあり方、事故発生時の処理区をまたぐ広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		下水道局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

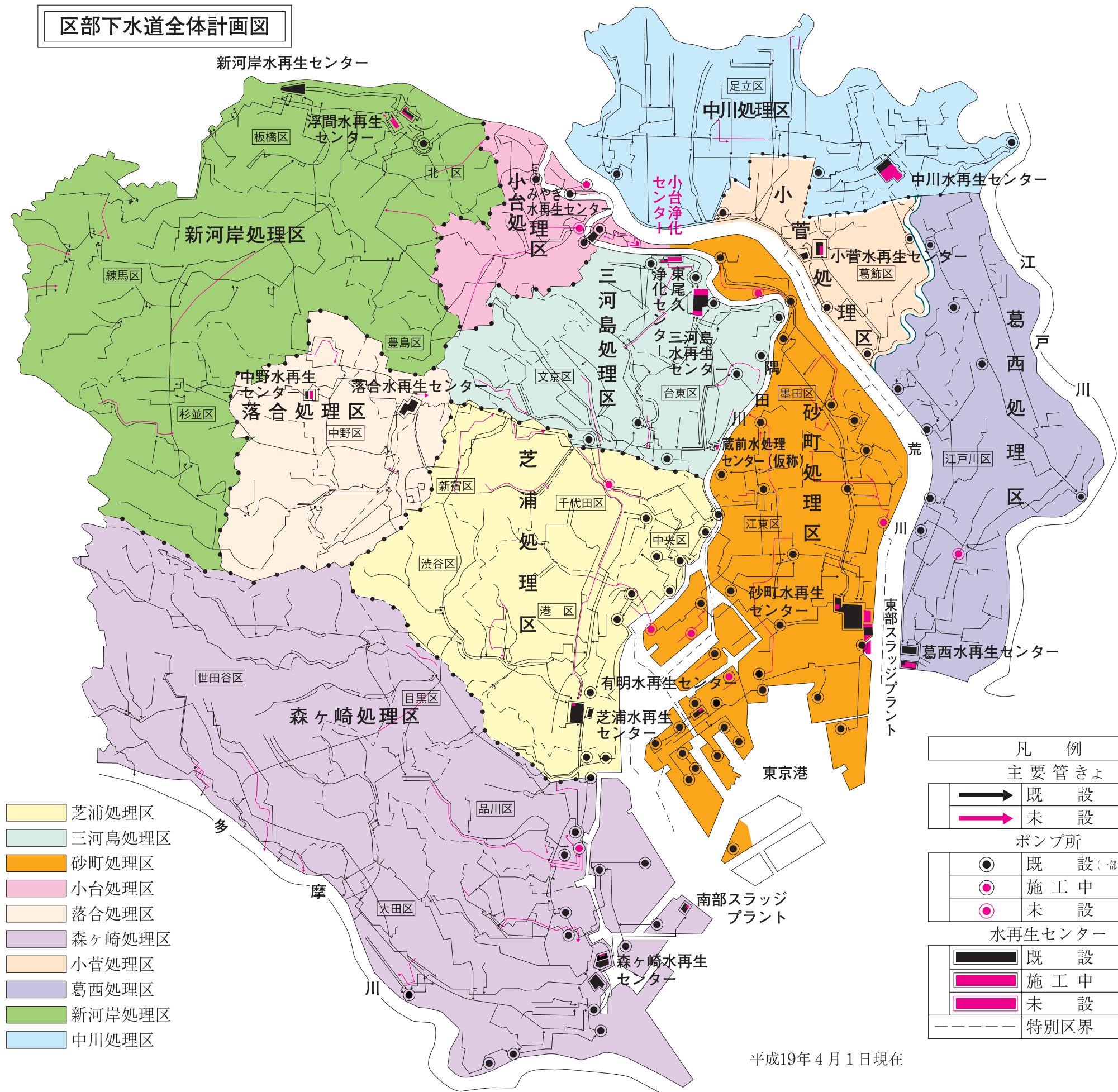
検討対象事務の内容



大区分 3 中区分 1 小区分

事業名	公共下水道の設置・管理に関する事務	
担当	下水道局	
事務内容	<p>(事務の概要) 下水道の設置・管理に関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理</p> <p>・区部の下水道は、「都」制度の下で、全体を一体として効率的に整備する計画「東京特別都市計画下水道」に基づき、広域的な見地から建設が進められたものである。・そのため、大規模な幹線や処理場などの施設が、区部全域の中で地形や市街化の進展を勘案しながら、集約的に整備・配置されている。</p> <p>○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理</p> <p>・下に示す、膨大な距離の枝線管きよ、人孔(マンホール)、公設汚水ますの管理を効率的に行うため8箇所の管理事務所を実施している。 (枝線管きよ 1,052km、処理場13か所、ポンプ所81か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形等の特性を考慮して管網が整備されており、数区にまたがる広域的なネットワークが形成されている。 ・枝線管きよの整備や老朽化した管きよの再構築を、幹線、ポンプ所などの基幹施設の整備に合わせて実施している。 ・区部全域で1時間50mmの降雨に対応するための雨水整備を行っている。 ・雨天時の放流水質は下水道法施行令により処理区別に計画を定めることが規定されており、処理区全体の効率性を考慮しながら合流式下水道改善事業を行なっている。 <p>○排水設備に関する事務</p> <p>○再生水事業</p> <p>○水質規制事務</p> <p>○下水道料金の徴収</p> <p>○幹線管きよなどの設置・管理</p> <p>○ポンプ所の設置・管理</p> <p>○水再生センターの設置・管理</p> <p>○再生水供給施設の設置・管理</p> <p>○地球温暖化対策</p>	<p>○排水設備に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の供用が開始された区域内から排出される下水を公共下水道に流入させるため、使用者が設置する、排水設備の新設等の届出受理及び指導を行なっている。 ・指定排水設備工事事業者の指定を行なっている。 <p>○再生水事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の貴重な水源として、再生水を都内各所に広域的に供給している。 ・清流復活などの都市の水辺環境の回復に再生水を活用している。 <p>○水質規制事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を基準に適合させるため、有害物質等を排除するおそれのある事業場等に対する水質規制を行っている。 <p>○下水道料金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、下水道料金の算定は、水道の使用水量をもって汚水排出量とみなすこととなっている。よって、水道水による汚水の場合、水道局が水道料金にあわせて、下水道料金の算定及び徴収を行っている。それ以外の汚水は独自に算定している。 ・都が一体として事業実施しており、特別区の区域内で同一の料金表を適用している。 <p>○幹線管きよなどの設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部13箇所にある水再生センターへ汚水を送水する幹線や広域的な雨水排除のための幹線管きよなどの管理を実施している。 ・浸水対策や合流式下水道改善のための幹線管きよの整備や老朽化した幹線管きよの再構築を実施している。 <p>○ポンプ所の設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ所は、管きよで集めた汚水を水再生センター(処理場)に送水したり、雨水を公共用水域に放流する施設。 ・ポンプ所は、下水を自然流下させることができない場合に設置しているので、その機能上、臨海部や隅田川、荒川沿岸及び低地帯に集中している。 ・区部では、平成18年4月1日現在81か所のポンプ所が稼動しており、維持管理の効率化を図るため、広域的な遠方監視制御を進めている。 ・老朽化したポンプ所の再構築や浸水対策、合流式下水道改善のための施設の整備を実施している。 <p>○水再生センターの設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水再生センター(処理場)は、管きよで運ばれた下水中の汚濁物を取り除き、川や海への水質の影響を少なくして放流する施設。 ・区部における下水道は、10の処理区に分けられており、平成18年4月現在、13の水再生センターが稼動しており、最大規模の水再生センターは日量約150万トン(計画人口210万人分)の水処理能力を持っている。 ・老朽化した水再生センターの再構築や高度処理・合流式下水道改善のための施設の整備を実施している。 ・東京湾の環境基準達成に向けて、高度処理施設を増強し、ちっ素、りん除去率の向上を行なっている。 ・水再生センターで、汚水を浄化する過程で発生した汚泥は、効率的な処理処分を行なうため5か所の施設に集約化して処理・焼却している。 ・汚泥の焼却灰は最終処分場の延命か、資源の有効活用を図るため、セメント原料などへの資源化を行なっている。 <p>○再生水供給施設の設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水再生センターでは、下水を高度に処理した再生水の造水を行なっている。 <p>○地球温暖化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都全体の事業活動から排出される温室効果ガスの約4割は、下水道の事業活動に起因している。 ・このため、新技術の開発・導入を進め、下水道の事業活動から発生する温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいる。
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p> <p>(その他)</p>	

区部下水道全体計画図



- 芝浦処理区
- 三河島処理区
- 砂町処理区
- 小台処理区
- 落合処理区
- 森ヶ崎処理区
- 小菅処理区
- 葛西処理区
- 新河岸処理区
- 中川処理区

凡 例	
主要管きよ	
	既 設
	未 設
ポンプ所	
	既 設 (一部稼働を含む)
	施 工 中
	未 設
水再生センター	
	既 設
	施 工 中
	未 設
	特別区界

平成19年4月1日現在

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

①

法令に基づく事務

4 感染症の予防・まん延防止に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 感染症の予防・まん延防止に関する事務											
(1) 感染症の予防・まん延防止に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水と制限又は禁止した場合における生活用水の供給の事務を行う。	区						○		<p>○本来、基礎自治体の事務であり、水道事業の実施主体と一致しなければならない必然性は無い。自然災害時の給水活動と同様、都及び各区間の連携も含め、地域の実情に応じて対応する観点から、区が担う方向で検討すべきである。本事業のもととなる区長による水の使用制限等と関連させて、地域の事情に応じた迅速で円滑な対応が図れることが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都						○	○	<p>○当該事務（非常時の給水事務）は水道法の規定に基づく水道事業の所管と整合性をとったものであり、水道事業と切り離してこの事務のみを特別区に移管することは著しく非効率であり、「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」と一体的に検討すべきである。</p> <p>○都は「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」を「都に残す方向で検討する」と評価している。</p> <p>よって、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	感染症の予防・まん延防止に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務（非常時の給水事務）は水道法の規定に基づく水道事業の所管と整合性をとったものであり、水道事業と切り離してこの事務のみを特別区に移管することは著しく非効率であり、「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」と一体的に検討すべきである。</p> <p>○都は「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」を「都に残す方向で検討する」と評価している。</p> <p>よって、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
価	チェック	理由	
	○	理由 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第64条により、当該事務は都に留保されている。	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由 当該事務は水道法の規定に基づく水道事業の所管と整合性をとったものであり、「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」と一体的に検討する必要がある。	○	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		感染症の予防・まん延防止に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本来、基礎自治体の事務であり、水道事業の実施主体と一致しなければならない必然性は無い。都及び各区間の連携が必要になる場合も考えられるが、各区が体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情は無く、非常時に地域の特性に即して迅速に対応する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●状況により、水の確保を広域的に行う必要が生じる可能性もあるが、自然災害時における給水と同様、都と各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。</p> <p>●自然災害時における給水と同様、事業効果や効率、あるいは専門性、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>○本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要であると考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、本事業のもととなる区長による水の使用制限等と関連させて、非常時における給水活動について、地域の事情に応じた迅速で円滑な対応が図れることが期待できる。</p> <p>○水道水の広域的汚染、新型感染症の流行、汚染状態の長期化など、広域的な対応が必要な場合の都と23区間の連携体制等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由	<p>○</p> <p>本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要であると考えられる。</p>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		① 区	保	

検討対象事務の内容

①

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	感染症の予防・まん延防止に関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 感染症まん延時の非常措置 * 水道事業は、基本的に市町村事務(水道法6条2項)であるが、同法では、特別区の存する地域における「市町村」は「都」と読み替えることとされており(同法49条)、都が水道事業を経営しているため、これと整合性を図るために設けられた規定。
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水を制限又は禁止した場合における生活用水の供給を行う(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)。	
	(主な事務内容) ・生活用水の使用・給水を制限又は禁止した場合における生活用水の供給(第31条第2項)	
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関して、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	
容	(その他)	

検討対象事務評価シート

①

法令に基づく事務

5 消防に関する事務										考 え 方	総合 評価
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段		
1 消防に関する事務	消防法、消防組織法に基づき、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する。	都	○	○	○	○	○	○	○	<p>○消防組織法は標記の事務を市町村長が管理することを原則としているが、特別区の存する区域については第26条及び第27条において特別区が連合してその区域内における消防責任を有し、都知事がこれを管理するとされている。これは人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保という観点から、都が一体的に処理することが必要とされたものである。このため、特別区の存する区域においては、都知事が当該区域の市長の資格において消防を管理することにより、消防責任を果たしている。</p> <p>○特別区の存する区域は、社会的・経済的に一体なった大都市圏を形成しているだけでなく、市街地が連たんしている。これにより、火災、地震、テロ等の災害が発生した場合、その影響が各区の区域にとどまらず広域に及ぶため、区境にとらわれない広域的な立場からの施策展開が必要である。</p> <p>○首都直下地震やテロ災害の発生が懸念される中、消防責任を確実に果たしていくためには、消防力を結集し万全の危機管理体制を構築していく必要があるが、管轄区域の細分化により、国際会議等が頻繁に開催される東京において統一的な広域警戒が実施できない等、危機管理体制に重大な間隙を生じさせる可能性がある。また、ハイパーレスキュー等のスケールメリットを生かした高度な技術を有する部隊の配備が困難となる。</p> <p>○救急の分野では消防と医療機関の連携が社会問題となっているが、医療行政を担う都が消防事務を実施することにより、119番受付指令業務と救急医療情報センターの一体的な運営や救急相談センターの設置等、消防と医療の一体的な事務の推進が可能となっている。</p> <p>○消防署所や消防車両等、現在の消防力の配置は特別区を一体的に処理することを前提としたものであるため、区域に応じた再配置・再構築について検討が必要となる。また、ハイパーレスキューやヘリコプターの運用等、高度な専門性を必要とする人材・施設を各区で配置する必要がある。</p> <p>○特別区には、行政機関、国会、裁判所、空港、港湾等の首都中枢機能が集中しており、我が国の政治・経済の中心地である。これらの施設に対する消防責任はそれぞれの特別区のものとするべきでなく、首都東京における危機管理体制の一環として統一的に都が果たしていくことが、都民生活と東京の都市活動を維持していく上で必要不可欠である。</p> <p>○以上のことから、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都
(1) 消防本部に関する事務	(1) 消防本部は、消防団の事務を除き、消防事務を統括する機関である。 (2) 消防署は、火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線に立って行う機関である。	区						○		<p>○特別区の地域特性を踏まえた広域的対応が必要と考えられるが、本来特別区の責任において実施すべき事務であり、現行の災害救急情報センターや方面本部による対応を継承した連携方策を講じることにより対応可能と考えられることから、消防署や消防団の移管と合わせ、水防や災害対策等、区の既存事業との密接な連携のもとに、より地域の実情に応じた対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。なお、消防本部を移譲するためには、法改正が必要と考えられる。</p>	区
(2) 消防署に関する事務	(3) 消防団は、主として火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動に従事する、自らの意思で参加した住民有志により組織されている公的機関である。	区								<p>○地域に密着した第一線の消防機関であり、消防本部機能の広域連携の方策を講じることを前提に、水防や災害対策等区の既存事業との密接な連携のもとに、より地域の実情に応じた対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
(3) 消防団に関する事務		区								<p>○消防団は、自らの意思で参加した住民有志により組織された消防機関であり、水防や災害対策等、区の既存事業との密接な連携のもとに、より地域の実情に応じた対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 5 中区分 1 小区分

事業名	消防に関する事務	
担当	東京消防庁	
事	チェック	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。
	○	理由 特別区の区域は社会的・経済的に一体となった大都市圏を形成しているだけでなく、市街地が連たんしているため、火災、地震、テロ等の災害が発生した場合、その影響が各区の区域にとどまらず広域に及ぶ。こうした災害による被害を最小限にとどめ都民区民の安全を確保するためには、区境にとらわれず広域的な立場から災害対応を行う必要がある。
	チェック	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。
	○	理由 管轄区域が細分化されることにより、119番受付の分散化等、消防事務が著しく非効率となるとともに、ハイパーレスキューや火災原因調査等のスケールメリットを生かした高度な技術水準の確保が困難となる。また、救急と医療行政との連携や繁華街等への一斉立入検査等、都が消防事務を実施していることによる優位性が失われる。
	チェック	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
	○	理由 ハイパーレスキューやヘリコプターの運用等、事務の性質からして専門的な人材と施設を必要とする業務が存在するため、各区でそのような人材や施設を確保して当該事務を処理することが困難である。
	チェック	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
○	理由 現在の消防署所等の配置は特別区を一体的に処理することを前提としたものであるため、特別区の区域に応じた再配置を検討する必要がある。また、デジタル無線や119番受付指令システム等の情報通信網を特別区ごとに再構築する必要がある。	
業	チェック	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
	○	理由 特別区には首都中枢機能が集中しており、都が有する高い消防力を活用して、大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図っていく必要がある。
	チェック	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。
評	○	理由 消防組織法第26条の規定により、特別区の消防に関する責任は、都知事が当該区域の市長の資格において消防を管理することにより、消防責任を果たすとされている。
	チェック	(7) その他特段の事情があるかどうか。
価	○	理由 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、平成18年に消防組織法が一部改正され、市町村消防の広域化の推進が明確に示された。都においても、国の方針を踏まえ、消防の広域化をさらに推進するため、平成20年3月に「東京都消防広域化推進計画」を策定し、東久留米市及び稲城市に対し消防事務の都への委託を促している。

＜ 考え方 ＞

○消防組織法は標記の事務を市町村長が管理することを原則としているが、特別区の存する区域については第26条及び第27条において特別区が連合してその区域内における消防責任を有し、都知事がこれを管理するとされている。これは人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保という観点から、都が一体的に処理することが必要とされたものである。このため、特別区の存する区域においては、都知事が当該区域の市長の資格において消防を管理することにより、消防責任を果たしている。（左記（6）参照）

○特別区の存する区域は、社会的・経済的に一体となった大都市圏を形成しているだけでなく、市街地が連たんしている。これにより、火災、地震、テロ等の災害が発生した場合、その影響が各区の区域にとどまらず広域に及ぶため、区境にとられない広域的な立場からの施策展開が必要である。（左記（1）参照）

○首都直下地震やテロ災害の発生が懸念される中、消防責任を確実に果たしていくためには、消防力を結集し万全の危機管理体制を構築していく必要があるが、管轄区域の細分化により、国際会議等が頻繁に開催される東京において統一的な広域警戒が実施できない等、危機管理体制に重大な間隙を生じさせる可能性がある。また、ハイパーレスキュー等のスケールメリットを生かした高度な技術を有する部隊の配備が困難となる。（左記（2）参照）

○救急の分野では消防と医療機関の連携が社会問題となっているが、医療行政を担う都が消防事務を実施することにより、119番受付指令業務と救急医療情報センターの一体的な運営や救急相談センターの設置等、消防と医療の一体的な事務の推進が可能となっている。（左記（2）参照）

○消防署所や消防車両等、現在の消防力の配置は特別区を一体的に処理することを前提としたものであるため、区域に応じた再配置・再構築について検討が必要となる。また、ハイパーレスキューやヘリコプターの運用等、高度な専門性を必要とする人材・施設を各区で配置する必要がある。（左記（3）～（4）参照）

○特別区には、行政機関、国会、裁判所、空港、港湾等の首都中枢機能が集中しており、我が国の政治・経済の中心地である。これらの施設に対する消防責任はそれぞれの特別区のものとするべきでなく、首都東京における危機管理体制の一環として統一的に都が果たしていくことが、都民生活と東京の都市活動を維持していく上で必要不可欠である。（左記（7）参照）

○以上のことから、当該事務は都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	消防本部に関する事務	<p>< 考え方 ></p> <p>○消防は、本来市町村が責任を有する事務であり、特別区の存する区域においては都知事がこれを管理することとされているものの、その前提として、特別区が連合して消防責任を有するものされている。</p> <p>○消防本部は、消防団の事務を除き、市町村の消防事務を統括する機関である。特別区の区域においては、市街地が連担しており、地域特性に応じた消防力を備えつつも広域的な対応が必要と考えられるが、現行の災害救急情報センターや方面本部による対応を継承した連携の方策を講じることにより対応可能と考えられることから、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の災害対策との連携など地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○市町村の事務をあえて都の事務とする特例がなされているものであることから、消防事務を統括する消防本部の事務を移譲するためには、法改正が必要と考えられる。</p> <p>○消防署や消防団の移譲と合わせて特別区が担うことにより、区が実施する水防や災害対策と密接に連携した災害応急体制等を組むことが可能となり、より地域の実情に応じた総合的、効率的な対応が期待できる。</p>						
	担当局	東京消防庁							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	市町村の事務をあえて都の事務とする特例がなされているものであることから、事務を移譲するためには、法改正が必要と考えられる。							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-weight: bold;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">Ⓧ 区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	Ⓧ 区	保
総合評価									
都	Ⓧ 区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 5 中区分 1 小区分 (2)

事業名		消防署に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○消防署は、地域に密着した災害の防除及び被害の軽減活動を担う第一線の機関である。市街地が連担した特別区の特性を踏まえた一定の広域的対応の必要はあるが、消防本部機能の広域連携の方策を講じることを前提とすれば、消防署自体は各区に置かれ、それぞれの地域特性に応じた消防力を有しており、日常的な予防活動を含め、地域に密着した活動を展開していることから、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の災害対策との連携など地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例等による対応も含めて考えれば、消防署の移譲について法令上の制約は無いものと考えられる。</p> <p>○消防本部や消防団の移譲と合わせて特別区が担うことにより、区が実施する水防や災害対策と密接に連携した災害予防や応急体制等を組むことが可能となり、より地域の実情に応じた総合的、効率的な対応が期待できる。</p>
担当局		東京消防庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		① 区	保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 5 中区分 1 小区分 (3)

	事業名	消防団に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○消防団は、「みずからの地域はみずから守る」との考え方を基本に、地域の住民有志により組織され、火災時はもちろんのこと、地震や風水害等の大規模災害時にも災害対応にあたるとともに、災害時以外にも火災の予防や住民に対する防火防災の啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防防災のリーダーとして重要な役割を担っている。地域に密着した消防活動を実施するという特性上、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の災害対策との連携など地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例等による対応も含めて考えれば、消防団の移譲について法令上の制約は無いものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、区が実施する水防や災害対策と密接に連携した災害応急体制等を組むことが可能となり、より地域の実情に応じた総合的、効率的な対応が期待できる。</p>
	担当局	東京消防庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	① 区	保

検討対象事務の内容

1

大区分 5 中区分 1 小区分

事業名	消防に関する事務								
担当	東京消防庁								
事務の内容	(事務の概要) ・国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する(消防組織法、消防法)。								
	(主な事務内容) 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。(消防組織法第1条) ・当該市町村区域内における消防責任の遂行(消防組織法第6条) ・市町村の消防の管理(消防組織法第7条) ・消防機関の設置(消防組織法第9条) ・火災の予防に関する事務(消防法第二章) ・危険物に関する事務(消防法第三章) ・消防の設備等に関する事務(消防法第四章) ・火災の警戒に関する事務(消防法第五章) ・消火の活動に関する事務(消防法第六章) ・火災の調査に関する事務(消防法第七章) ・救急業務に関する事務(消防法第七章の二)								
	(都における事務処理の状況)								
	災害状況(平成19年中)								
	火災件数	5,800	救助活動件数	21,607					
	建物火災	3,637	建物・工作物	14,254					
	車両火災	496	交通	5,390					
	船舶火災	4	墜落	343					
	林野火災	2	機械	240					
	航空機火災	1	水難	239					
その他の火災	1,660	火災	171						
救急出場件数	691,549	山岳	127						
急病	433,268	崩壊	17						
一般負傷	107,147	ガス	12						
交通事故	74,653	その他	814						
その他	76,481	危険排除等活動件数	6,300						
		危険物関係	2,408						
		ガス関係	707						
		火気取扱関係	326						
		その他	2,859						
		火災予防事務関連(平成19年中)							
建物の消防同意処理件数		45,471							
違反処理状況(警告、命令等)		558							
危険物施設数(平成20年3月31日現在)		14,646							
(特別区における事務処理の状況)									
事務処理特例により特別区が以下の事務を処理している。 ・消防団長の任免及び消防団長以外の消防団員の任免に係る承認 ・消防団運営委員会委員の委嘱 ・分団の数及び受持区域の決定	人員(平成20年4月1日現在)								
	消防総監	消防司監 消防正監	消防監 消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長 消防士	その他の職員	合計
	1	20	378	1,465	4,303	4,643	6,727	432	17,969
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	主な消防車両等の配置状況(平成20年4月1日現在)								
(その他) ・標記事務は、消防組織法において市町村長が管理することが原則とされているが、同法第26条及び第27条において、特別区の存する区域においては特別区が連合してその区域内における消防責任を有し、都知事がこれを管理することとされている。	ポンプ車	486	特殊災害対策車	11					
	化学車	48	救助用重機	5					
	はしご車	85	道路啓開用重機	5					
	屈折放水塔車	5	照明電源車	9					
	救助車(Ⅱ型)	25	消防活動二輪車	20					
	救助車(Ⅲ型、Ⅳ型)	6	消防艇	9					
	救急車	229	ヘリコプター	6					

消防についての補足資料

1 東京消防庁の業務

東京消防庁は、都民の生命、身体及び財産を災害から守るために、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っている。また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施している。

2 法にみる消防の任務等

(1) 消防の任務（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。（下線部は平成21年5月1日に公布された「消防法の一部を改正する法律」により改正。）※施行日は公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日

(2) 消防の目的（消防法第1条）

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。（下線部は平成21年5月1日に公布された「消防法の一部を改正する法律」により改正。）※施行日は公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日

(3) 市町村の消防に関する責任（消防組織法第6条）

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(4) 消防機関（消防組織法第9条）

市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(5) 特別区の消防に関する責任（消防組織法第26条）

特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第6条に規定する責任を有する。

※「特別区が連合して」とは、特別区が消防事務を行うために1つとなり、都知事が当該区域の市長の資格において消防を管理することにより、消防の責任を果たすことであって、特別区が消防事務のために地方自治法第284条の規定による一部事務組合を組織することではない。（昭和23・2・3内事局長官通知【別紙】参照）

(6) 特別区の消防の管理及び消防長の任命（消防組織法第27条）

- 1 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。
- 2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(7) 特別区の消防への準用（消防組織法第28条）

前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

【別紙】

内事局発一第七号
昭和23年2月3日

内事局長

東京都知事 殿

警察法及び消防組織法中の特別区に関する特例の規定の解釈について

警察法第51条乃至第53条の規定は、これを別紙の通り解釈して適用することとなったので御承知ありたい。なお、消防組織法第16条乃至第18条の規定も右と同様の趣旨によるものである。

一、 警察法第51条の「特別区が連合してその区域内における警察の責に任ずる。」とは、特別区が警察事務を行うために一つとなり、都知事及び都議会が市長及び市議会の資格において、都知事により任命され、都知事に対して責任を負う特別区公安委員会を通じて、警察の責に任ずるものとする。（特別区が警察事務のために、地方自治法第284条の規定による、一部事務組合を組織するものではない。）

二、 従つて、特別区の警察の経費は、東京都がこれを支弁し、条例は都議会により、規則は都知事によつて制定させられるものとする。

三、 しかしながら第53条に「特別区の存する区域を以て一の市とみなし」とあることにより、特別区の警察の経費は、実質的には特別区の存する区域のみの負担とし、又公安委員会の委員の解職請求は、特別区の存する区域において選挙権を有する者の三分の一以上の者によつてなされることとする。

参考条文

消防組織法

第16条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第6条に規定する責任を有する。

第18条 前二条に規定するものの外、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村の消防に関する規定を準用する。

《この別紙中の消防組織法第16条と第18条は、平成18年法律第64号による改正で、第26条と第28条に繰下となっています》

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

43 火薬類販売業の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 火薬類販売業の許可などに関する事務											
(1)火薬類販売業の許可などに関する事務	火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその取扱いについて申請の受付、審査、立入検査、許可証交付などの事務を行う。	区								<p>○火薬類の販売についての許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○		○			<p>○火薬類は、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における火薬類に関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、都、警視庁、東京消防庁の三者による連絡会議を定期的で開催するとともに、密接な連絡を取りながら火薬類取締行政の統一を図っている。</p> <p>○加えて、火薬類取扱関係者の保安意識の向上と保安体制の強化が重要であることから、火薬類取扱関係者の自主保安団体である東京都火薬類保安協会を組織し、各種講習会の開催、消費場所の巡回指導及び保安手帳制度に基づく保安教育の実施などを行っている。</p> <p>○各種許可にあたっての審査や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 43 中区分 1 小区分 (1)

事業名		火薬類販売業の許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○火薬類は、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における火薬類に関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、都、警視庁、東京消防庁の三者による連絡会議を定期的開催するとともに、密接な連絡を取りながら火薬類取締行政の統一を図っている。</p> <p>○加えて、火薬類取扱関係者の保安意識の向上と保安体制の強化が重要であることから、火薬類取扱関係者の自主保安団体である東京都火薬類保安協会を組織し、各種講習会の開催、消費場所の巡回指導及び保安手帳制度に基づく保安教育の実施などを行っている。</p> <p>○各種許可に当たっての審査や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>					
担当		環境局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 各事業者が取引等に関わりを持つ消費者は複数の特別区や市あるいは他県に及ぶ場合が多いため、現行においても、都は他県と協力して事務を行っている。本事務を特別区へ移管した場合には、事務が輻輳化するおそれがある。							
	○								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由 都は、現在、警視庁及び消防庁と連携しながら火薬類取締行政を行っているため、特別区へ移管した場合、連携の効果が薄れるおそれがある。							
	○								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由 火薬類の各種申請書類の審査や施設への立入検査に当たっては、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠であるが、特別区で必要な人材を確保・育成することは難しい。								
○									
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 人口と産業が高度に集積した東京において、公共の安全を確保・維持するためには、都が各種機関と連携しながら、都全域を対象として一体に行う必要がある。							
	○								
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由								
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

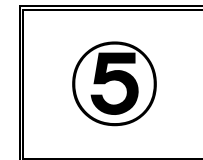
5

大区分 **43** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	火薬類販売業の許可などに関する事務	
担当局	環境局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >								
○火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いについての許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関係事務の多い消防部局が担当することが効率的であると考えられるため「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。								
○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。								
○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容



大区分 43 中区分 1 小区分 (1)

事業名	火薬類販売業の許可などに関する事務
担当	環境局
事務の概要	(事務の概要) 火薬類取締法(以下、「法」という)に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその取扱いについて、申請の受付、審査、立入検査、許可証交付などの事務を行う。
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> 火薬類製造の許可、取消、命令、製造施設等の変更の許可等(法第3条、第8条、第9条第3項、法第10条第1項、第2項) 販売営業の許可(法第5条) 火薬類の貯蔵に係る適合命令(法第11条第3項) 火薬庫の設置の許可等(法第12条第1項及び第2項) 製造業者等が自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しないことの許可(法第13条ただし書き) 火薬庫の修理、改造又は移転の命令(法第14条第2項) 製造施設及び火薬庫に対する完成検査等(法第15条第1項から第3項) 火薬類の譲渡、譲受の許可、取消等(法第17条第1項、第3項、第4項、第6項から第8項) 火薬類の輸入の許可等(法第24条第1項及び第3項) 火薬類の消費の許可(法第25条第1項及び第3項) 火薬類の廃棄の許可(第27条第1項) 危害予防規程の認可、変更の命令(法第28条第1項、第2項、第4項) 保安教育計画の認可等(法第29条第1項及び第4項) 製造保安責任者等の解任命令(法第34条第1項) 特定施設への保安検査等(法第35条第1項及び第3項) 定期自主検査への立会い(法第35条の2第2項から第4項) 製造業者等に対する報告の徴収(法第42条) 製造業者等に対する立入検査等(法第43条第1項) 製造及び販売の許可の取消等(法第44条) 特定施設の使用停止命令等の緊急措置(法第45条) 災害発生時の報告の徴収(法第46条第2項) 災害発生時の指示(法第47条) 火薬類製造の許可等にあたっての条件の付加(法第48条第1項) 火薬類の譲渡等の許可をする場合にあたっての都道府県公安委員会に対する意見の聴取等(法第52条第1項、第2項、第4項及び第5項) 製造及び販売の許可の取消等を行う場合にあたっての聴聞(法第54条第1項) ※法第3条、第8条、第9条第3項、第10条第1項及び第2項、第15条第1項から第3項まで、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条第1項、第34条第1項、第35条第1項及び第3項、第35条の2第2項から第4項、第42条、第44条、第45条、第54条第1項については、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関するものに限る。
特別区内における事務処理の状況	標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)	無
(その他)	宮城県、埼玉県、静岡県、兵庫県、広島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。

(特別区内に係る都における事務処理の状況)

○平成20年度実績(件)

火薬類製造許可	0	法第3条
火薬類販売許可	10	法第5条
火薬類輸入許可	119	法第24条
火薬類譲受・譲渡許可	771	法第17条
火薬類消費許可	84	法第25条
立入検査	199	法第43条

○特別区内の火薬類関係事業所数

区分	規制態様	合計
火薬類販売所	許可	276
火薬庫	許可	1
合計		277

(平成20年3月末現在)

区内訳

特別区内の火薬類関係事業所数 2009.3末現在

No	区分	火薬類販売所	火薬庫	火薬庫外貯蔵施設
1	千代田区	27		79
2	中央区	23		14
3	港区	34		12
4	新宿区	12		15
5	文京区	5		6
6	台東区	16		29
7	墨田区	23		21
8	江東区	22	1	19
9	品川区	9		9
10	目黒区	1		4
11	大田区	13		18
12	世田谷区	14		12
13	渋谷区	9		8
14	中野区	3		2
15	杉並区	9		8
16	豊島区	9		5
17	北区	5		7
18	荒川区	5		5
19	板橋区	9		7
20	練馬区	4		4
21	足立区	9		7
22	葛飾区	6		4
23	江戸川区	9		10
	合計	276	1	305

検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務

44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務											
(1) ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務	ガス事業法に基づき、事業者等への立入検査やガス用品の提出命令などの事務を行う。	区								<p>○ガス事業者等への立入検査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○当該事務は、ガス事業法に基づく基準に適合していることを示すPTSGマークの表示確認等を行うものであり、事業の効果が広域に及ぶものではなく、むしろ、住民に身近な特別区が立入検査等を行うことの方が効率的である。また、専門性や特別な施設などを設置する必要はない。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 44 中区分 1 小区分 (1)

事業名		ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、ガス事業法に基づく基準に適合していることを示すPTSGマークの表示確認等を行うものであり、事業の効果が広域に及ぶものではなく、むしろ、住民に身近な特別区が立入検査等を行うことの方が効率的である。また、専門性や特別な施設などを設置する必要はない。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。</p>						
担当		環境局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		チェック 理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
	(7) その他特段の事情があるかどうか。									
業			チェック 理由							
評			チェック 理由							
価			チェック 理由							
				<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 44 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務	
担当局	環境局	
事業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >		
○ガス事業者等への立入検査やガス用品の提出命令等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関係事務の多い消防部局が担当することが効率的であると考えられるため「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。		
○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

大区分 44 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務
担当	環境局
事務の内容	(事務の概要) ガス事業法(以下「法」という。)に基づき、事業者等への立入検査やガス用品の提出命令等を行う。
	(主な事務内容) ・ガス事業者等からの報告の徴収(法第46条第1項) ・ガス事業者等の営業所、事務所その他の事業場への立入検査(法第47条第1項) ・ガス用品の提出命令(法第47条の2第1項)
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく特別区への事務移管は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
容	(その他) ・宮城県、静岡県及び兵庫県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。

(都における事務処理の状況)
都市ガス事業を対象とするガス事業法は、液化石油ガスの取引方法を規定する液石法とは全く別の法律であるが、ガス用品販売事業者(金物屋など一般商店、量販店が多い。)が液化石油ガス販売事業者を兼ねる場合が多いため、液化石油ガス販売事業者の立入時にPSTGマークの表示確認及び必要な指導を行っている。

(参考) 特別区内のLPガス販売事業者数 2009. 2. 1現在

区名	事業者数
千代田	2
中央	3
港	2
新宿	2
文京	1
台東	2
墨田	6
江東	12
品川	3
目黒	1
大田	12
世田谷	25
渋谷	1
中野	0
杉並	6
豊島	4
北	14
荒川	13
板橋	28
練馬	39
足立	64
葛飾	48
江戸川	52
23区計	340

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

45 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務											
(1) 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務	高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。	区								<p>○高圧ガスの製造についての許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	△	○		○		○	<p>○高圧ガスは、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における高圧ガス類に関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、都は、巨大化、過密化した東京の実態を考慮して、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、①LPガス貯槽の地下埋設、②毒性ガスに対する除害設備の設置、③アンモニア冷媒に対する緊急遮断弁の設置等について、法規制を補完するきめ細かい指導を行っている。</p> <p>○各事業者が取引等で関わりを持つ消費者は複数の特別区や市あるいは他県に及ぶ場合が多いため、現行においても、都は他県と協力して事務を行っている。本事務を特別区へ移管した場合には、事務が輻輳化するおそれがある。</p> <p>○加えて、各種許可にあたっての審査や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 45 中区分 1 小区分 (1)

事業名		第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○高圧ガスは、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における高圧ガス類に関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、都は、巨大化、過密化した東京の実態を考慮して、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、①LPガス貯槽の地下埋設、②毒性ガスに対する除害設備の設置、③アンモニア冷媒に対する緊急遮断弁の設置等について、法規制を補完するきめ細かい指導を行っている。</p> <p>○各事業者が取引等で関わりを持つ消費者は複数の特別区や市あるいは他県に及ぶ場合が多いため、現行においても、都は他県と協力して事務を行っている。本事務を特別区へ移管した場合には、事務が輻輳化するおそれがある。</p> <p>○加えて、各種許可に当たっての審査や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>
担当		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	各事業者が取引等で関わりを持つ消費者は複数の特別区や市あるいは他県に及ぶ場合が多いため、現行においても、都は他県と協力して事務を行っている。本事務を特別区へ移管した場合には、事務が輻輳化するおそれがある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	都は独自に「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、法規制を補完するきめ細かい指導を行っている。	
	△			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由	高圧ガスの申請書類の審査や施設への立入検査に当たっては、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠であるが、必要な人材を確保・育成することが難しい。		
○				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	人口と産業が高度に集積した東京において、公共の安全を確保・維持するためには、都が各種機関と連携しながら、都全域を対象として一体に行う必要がある。	
	○			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由	都内では、近年、高圧ガスに係る事故や容器の盗難が増加しており、全都的な事故防止のための取組みを進めるとともに、違反事業者に対して適正な指導を図っていくことが必要である。		
○				
総合評価				
		都	区保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 **45** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務	
担当局	環境局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >								
○高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いについての許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関係事務の多い消防部局が担当することが効率的であると考えられるため「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。								
○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。								
○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px;">⑤</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	⑤	保
総合評価								
都	⑤	保						

検討対象事務の内容

大区分 **45** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務																					
担当	環境局																					
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>特別区における処理件数</p> <p>平成20年度実績(件)</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">高圧ガス許可(製造・貯蔵)</td> <td style="text-align: right;">73</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス届出(製造・貯蔵・販売等)</td> <td style="text-align: right;">4,160</td> </tr> <tr> <td>各種検査(保安・完成・立入)</td> <td style="text-align: right;">336</td> </tr> </table> <p>特別区内の事業所数</p> <p style="text-align: right;">(平成20年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>第一種製造事業所</td> <td style="text-align: right;">818</td> </tr> <tr> <td>第二種製造事業所</td> <td style="text-align: right;">5,520</td> </tr> <tr> <td>第一種貯蔵所</td> <td style="text-align: right;">79</td> </tr> <tr> <td>第二種貯蔵所</td> <td style="text-align: right;">697</td> </tr> <tr> <td>販売所</td> <td style="text-align: right;">8,182</td> </tr> <tr> <td>容器登録検査所</td> <td style="text-align: right;">107</td> </tr> <tr> <td>特定高圧ガス消費事業所</td> <td style="text-align: right;">82</td> </tr> </table>	高圧ガス許可(製造・貯蔵)	73	高圧ガス届出(製造・貯蔵・販売等)	4,160	各種検査(保安・完成・立入)	336	第一種製造事業所	818	第二種製造事業所	5,520	第一種貯蔵所	79	第二種貯蔵所	697	販売所	8,182	容器登録検査所	107	特定高圧ガス消費事業所	82
	高圧ガス許可(製造・貯蔵)		73																			
	高圧ガス届出(製造・貯蔵・販売等)		4,160																			
	各種検査(保安・完成・立入)		336																			
第一種製造事業所	818																					
第二種製造事業所	5,520																					
第一種貯蔵所	79																					
第二種貯蔵所	697																					
販売所	8,182																					
容器登録検査所	107																					
特定高圧ガス消費事業所	82																					
<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種及び第二種製造者に係る製造の許可等(法第5条第1項、第2項、第9条) ・製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令(法第11条第3項、第12条第3項) ・製造のための施設等の変更の許可(法第14条第1項) ・貯蔵に関する許可、命令等(法第15条第2項、第16条第1項、第18条第3項、第19条第1項) ・高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査、報告の受理(法第20条第1項、第3項及び第4項) ・災害の発生防止に関する事項の周知方法の改善命令及び公表(法第20条の5第2項及び第3項) ・技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことの命令(法第20条の6第2項) ・輸入した高圧ガス及びその容器の検査及び必要な措置をとるべきことの命令(法第22条第1項及び第3項) ・特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基準への適合命令(法第24条の3第3項) ・危害予防規程の変更の命令及び必要な措置をとるべきことの命令又は勧告(法第26条第2項及び第4項) ・保安教育の変更の命令及び実行等の勧告(法第27条第2項及び第5項) ・製造保安責任者免状等の返納の命令(法第30条) ・保安統括者等の解任の命令(法第34条) ・第一種製造者の特定施設への保安検査(法第35条第1項) ・第一種及び第二種製造者に係る製造の停止命令等(法第38条第1項及び第2項) ・公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急措置(法第39条) ・容器及び容器の付属品に関する事務(法第41条第2項、第44条第1項、第45条第1項及び第2項、第48条第5項、第49条第1項、第3項及び第4項、第49条の2第1項、第49条の3第1項、第49条の4第1項及び第3項、第49条の30、第49条の35) ・容器検査所の登録又は更新、取消等(法第50条第3項及び第4項、法第53条) ・検査主任者の解任の命令(法第52条第4項) ・容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更があった場合における刻印等(法第54条第2項) ・容器検査に合格しなかった容器のくず化すべき等の命令(法第56条第1項) ・第一種及び第二種製造者等からの報告の徴収(法第61条第1項) ・高圧ガスの製造をする者等への立入検査(法第62条第1項) ・高圧ガスに係る災害が発生した場合等における報告の命令、指示(法第63条第2項、法第64条) ・高圧ガスの製造許可等をする場合における条件の付加(法第65条第1項) ・高圧ガスの製造許可等をする場合における公安委員会等への通報、報告(法第74条第1項及び第4項) 																						
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区間の事務移管は行っていない。</p>																						
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>																						
<p>(その他)</p> <p>・北海道、宮城県、埼玉県、静岡県、兵庫県及び広島県においては、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。</p>																						

検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務

46 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務											
(1) 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録や、保安機関の認定等に関する事務を行う。	区								<p>○液化石油ガス販売事業者の登録等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○		○	△	○		○	<p>○液化石油ガスは、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等にあたっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における液化石油ガスに関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、液化石油ガスは、使用目的等により高压ガス保安法の規制対象となるなど、相互に密接な関係がある。</p> <p>○加えて、各種命令や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 46 中区分 1 小区分 (1)

事業名		液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○液化石油ガスは、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における液化石油ガスに関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、液化石油ガスは、使用目的等により高压ガス保安法の規制対象となるなど、相互に密接な関係がある。</p> <p>○加えて、各種命令や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>
担当		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 各事業者が取引等に関わりを持つ消費者は複数の特別区や市あるいは他県に及ぶ場合が多いため、現行においても、都は他県と協力して事務を行っている。本事務を特別区へ移管した場合には、事務が輻輳化するおそれがある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由 液化石油ガスに係る申請書類の審査や施設への立入検査には、知識と経験を有する専門職員の対応が不可欠であるが、各特別区に必要な人材を確保・育成することが難しい。			
○				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 人口と産業が高度に集積した東京において、公共の安全を確保・維持するためには、都が各種機関と連携しながら、都全域を対象として一体に行う必要がある。		
	○			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由 都内では、近年、液化石油ガスによるガス漏えいや火災・爆発事故が増加しており、全都的な事故防止のための取組みを進めるとともに、違反行為の行政処分など適切な事業者指導により改善を図っていくことが必要である。			
○				
総合評価				
(都)		区	保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 46 中区分 1 小区分 (1)

事業名	液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務	
担当局	環境局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
○液化石油ガス販売事業者の登録や保安機関の認定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関係事務の多い消防部局が担当することが効率的であると考えられるため「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

大区分 **46** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務
担当	環境局
事 務 の 内 容	(事務の概要) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録や、保安機関の認定等に関する事務を行う。
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス販売事業者の登録等(法第3条第1項、第3条の3第1項及び第2項、第4条) ・災害の発生の防止に関する必要な措置の命令(法第13条第2項) ・一般消費者等への書面の公布又は再公布の命令(法第14条第2項) ・貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令(法第16条第3項) ・供給設備に関する技術上の基準への適合命令(法第16条の2第2項) ・業務主任者等の解任の命令(法第22条) ・液化石油ガス販売事業者の登録の取消等(法第25条、第26条、第26条の2) ・保安機関の認定、更新、保安業務の実施又は改善の命令等(法第29条第1項、第32条第1項、第34条第3項、第35条第1項及び第3項、第35条の2、第35条の3) ・消費設備に関する技術上の基準への適合命令(法第35条の5) ・保安の確保の方法等の認定、取消(法第35条の6、第35条の10第1項及び第2項) ・貯蔵施設等の設置の許可、完成検査等(法第36条第1項、第37条の2第1項、第37条の3第1項) ・充てん設備の許可、充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令、保安検査等(法第37条の4第1項、第37条の5第3項、法第37条の6、第37条の7第1項) ・液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収(法第82条第1項及び第2項) ・液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等(法第83条)
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
容	(その他) ・北海道、宮城県、埼玉県、兵庫県及び広島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。

(都における事務処理の状況)

<特別区内における処理実績> 20年度実績(件)

液化石油ガス販売事業者の登録	1
保安機関の認定	162
液化石油ガス設備工事の届出	257
立入検査	241

液化石油ガス販売事業者数 340

内訳 → 特別区内の液化石油ガス販売事業者数

平成21年2月1日現在

区名	事業者数
千代田	2
中央	3
港	2
新宿	2
文京	1
台東	2
墨田	6
江東	12
品川	3
目黒	1
大田	12
世田谷	25
渋谷	1
中野	0
杉並	6
豊島	4
北	14
荒川	13
板橋	28
練馬	39
足立	64
葛飾	48
江戸川	52
23区計	340